

不正競争防止法上の権利

1 商品等主体混同行為の禁止(不競 § 2)

(1) 周知表示の保護

周知性ある他人の商品等表示(商号, 商標, 標章, 商品の容器・包装その他の商品・営業を表示するもの)として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡, 引き渡し, 譲渡若しくは引き渡しのための展示, 輸出, 輸入, 電気通信回線を通じて提供し, 他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

周知性の範囲と程度: 競争関係にある相対的範囲

混同のおそれ: その商品等の出所に関する狭義の混同

適用除外: 普通名称・慣用表示, 先使用(周知となる以前よりの使用)

(2) 他人の著名な商品等表示(不競 § 2)

自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し, 又はその商品等表示を使用した商品を譲渡, 引き渡し, 譲渡若しくは引き渡しのための展示, 輸出, 輸入, 電気通信回線を通じて提供する行為

著名性の範囲: 全国的 or 認識の程度の高い地域的範囲

混同のおそれ: 広義混同(ダイリューション, ポリューションの防止)

2 市場先行利益の保護

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡, 引き渡し, 譲渡若しくは引き渡しのための展示, 輸出, 輸入する行為(不競 § 2)

法の趣旨: 商品形態デッドコピーの禁止

適用除外: 商品の機能を確保するために不可欠な形態(不競 § 2), 善意・無重過失で取得, 善意・無重過失者からの取得物(不競 § 19 口), 市場におかれて3年経過(不競 § 19 イ)している

3 ノウハウとトレードシークレット(不競 § 2 ~)

【用語】a ノウハウ: 単独又は結合して, 工業目的に役立つある種の技術を完成し, またそれを実際に応用するために必要な秘密の技術的知識と経験, またはそれらの集積をいう(国際商業会議所, 1960年)

b トレードシークレット: 技術的知識であるノウハウの他に顧客名簿などの営業上の秘密も併せた概念

(1) 営業秘密の要件

秘密として管理されていること

秘密の認識可能性 + 管理者の配置, 施錠, パスワード等によるアクセス排

除，営業秘密保持契約締結したのみでは不十分

生産方法，販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の有用な情報であること

「有用な」とは，失敗したデータなど(次の開発等のための資料として重要である)ではなく，法的保護に値しない不法・不正な情報(例えば内部告発の対象)でないことをいう

公然と知られていないこと

一般的，容易な方法では入手できないこと

(2) 不正取得行為

窃取，詐取，脅迫その他不正手段により営業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」という)，不正取得した営業秘密を使用，開示する行為(不競 § 2)

不正取得の介在に関して悪意又は重過失により，その営業秘密を取得，使用，開示する行為(不競 § 2)

取得後，不正取得の介在に関して悪意・重過失となった後のその営業秘密を使用，開示する行為(不競 § 2)

営業秘密を保有する事業者(保有者)からその営業秘密を示された場合において，不正の利益を得る又は保有者に損害を加える目的(以下「図利加害目的」という)で，その営業秘密を使用し，又は開示する行為(不競 § 2)

不正開示行為(適法に開示された営業秘密の図利加害目的での開示，守秘義務に違反した開示)であること若しくは不正開示行為が介在したことに関して悪意重過失をもって，その営業秘密を取得，又は取得した営業秘密の使用・開示行為(不競 § 2)

取得後，不正開示行為の介在に関して悪意重過失となった後のその営業秘密を使用，開示する行為(不競 § 2)

(3) 適用除外

ノウハウ開示前からもっていた情報

一般的に知られるにいたった情報

不正取得・不正開示に関する善意・無重過失にて取得した情報，善意・無重過失者からの取得(§ 191)

(2) ， の場合における取得行為によって得られた権原内の行為

(4) 営業秘密保有者から適法に開示を受けた者の上記(3) の秘密保持義務(不競 § 2)が適用されるのは，雇用契約上の職務精励義務を負う従業員，競業禁止義務とか法令・契約等によって退職後の秘密保持義務を負う場合のみに適用される規定(退職後の従業員，退職後の役員等の職業選択の自由との調和による制限)

(5) 営業秘密契約

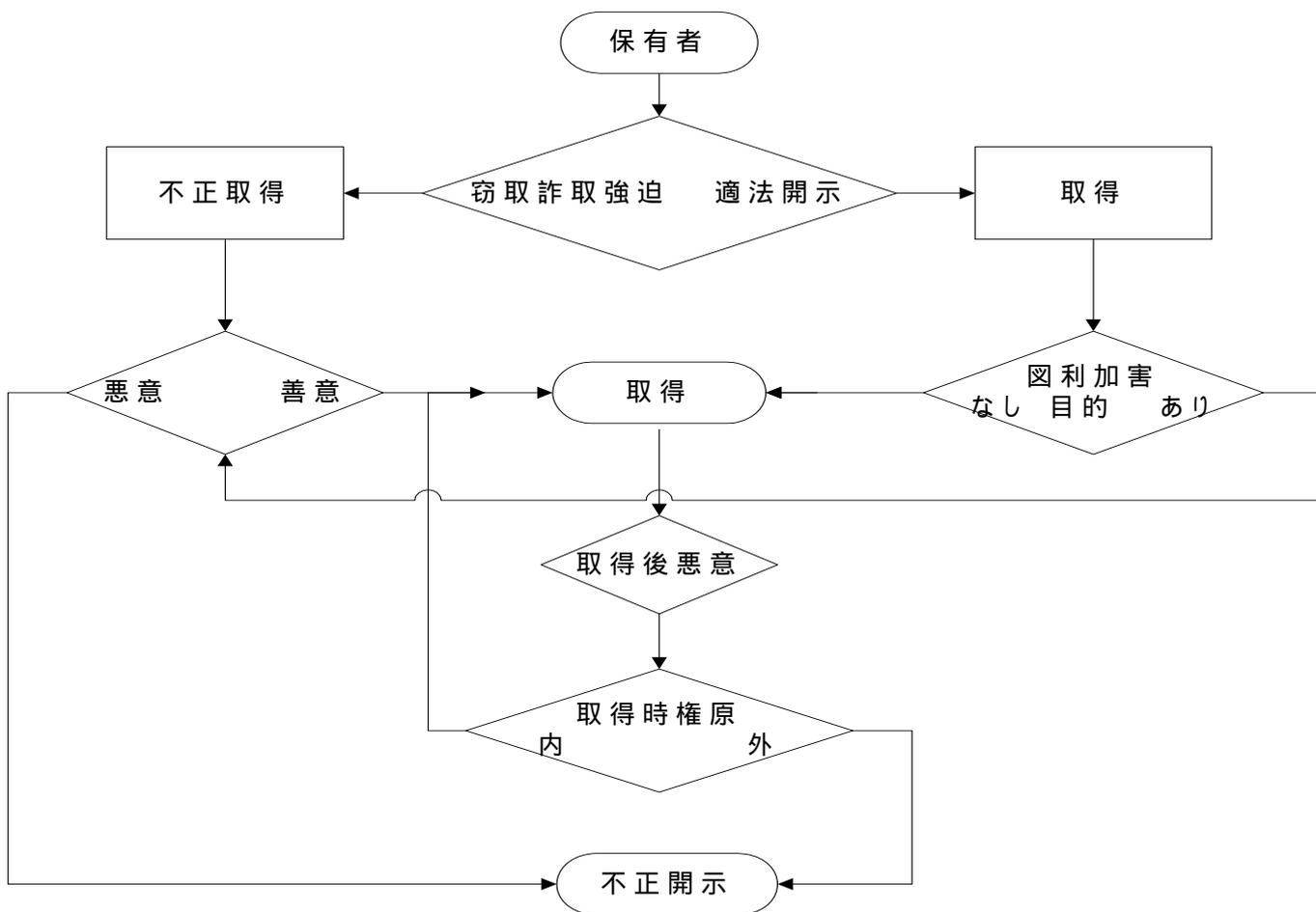
ノウハウの帰属，業務提携契約終了後の使用・開示の禁止，ノウハウ開示前からもっていた情報等に関する契約

4 営業秘密取得のフローチャート

不正競争防止法 § 2 ~ , § 19 適用フローチャート

(注) 不正取得行為は，窃取・詐取・強迫その他不正な手段による取得をいう

善意は，不正取得及び図利加害目的の存在に関する善意・無重過失をいい，悪意は，同事項に関する悪意・重過失善意をいう



5 その他不正競争行為

(1) 技術的制限手段の無効化(不競 § 2 ,)

他人が営業上の技術的手段により制限している映像，音，プログラムの視聴，実行，記録を可能とする装置等の譲渡等の行為

他人が特定人以外の視聴等を禁止している場合は，その特定人以外者への譲渡

等

- (2) ドメイン名の不正取得(同 § 2)
 図利加害の目的で他人の商品・役務を表示する商品等表示と同一・類似のドメイン名を取得，保有，使用する行為
- (3) 原産地等誤認惹起行為(同 § 2)
 商品・役務に用いる広告，取引書類，通信にその商品等の原産地，品質，内容，製造方法，用途，数量について誤認させるような表示，表示商品の譲渡等の行為
- (4) 営業信用毀損行為(同 § 2)
 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知，流布する行為